

播磨講師協会 介護福祉士実務者研修（通信課程）
学 則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

一般社団法人播磨講師協会（以下、「当協会」とする）
兵庫県姫路市西今宿三丁目5-1 リバティ今宿1階

（研修事業の名称・スクーリング授業会場）

第2条 本研修の名称・会場は、下記の通りとする。

名称：播磨講師協会 介護福祉士実務者研修（通信課程）
会場：兵庫県姫路市西今宿三丁目5-1 リバティ今宿1階

（目的）

第3条 急激な高齢化が進む現代において、要介護高齢者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をすることにより、地域福祉の担い手として多様化する介護ニーズに対応した、適切で質の高い介護技術や、福祉・医療に関する知識を提供する。

（受講生の選考方法）

第4条 一般公募により募集する。受講申込時に「どのような介護福祉士になりたいか」について書類選考を行い、入学を決定する。

（受講生の受入方針）

第5条 受講生の受入方針として、下記の条件をすべて満たす者を対象とする。

1. 介護福祉士の資格取得を目指し、使命感のある者
2. スクーリング授業受講のために、通学できる地域に居住する者
3. 学校教育法第90条第1項規定該当者（高等学校卒業もしくは同等以上の学力を有する）
4. 心身ともに健全である者

（受講定員）

第6条 受講定員は、16名（3学級：姫路校5名・上郡光都校6名・明石土山校5名）とする。

（通信養成を行う地域）

第7条 通信養成を行う地域は、全国とする。

（入学手続き）

第8条 当協会が定める期間内に、下記の入学手続きを行うものとする。

1. 受講申込書、誓約書、身分証明書（写）、資格を有する者は資格証（写）の提出
2. 受講決定者には、受講決定通知書を送付する
3. 受講予定者は、指定期日までに指定口座へ授業料の半額以上を納入する

(養成課程)

第 9 条 養成課程の種類は通信形式を主体とし、個別学習・添削課題指導・スクーリング授業を行う。

(授業時間数・研修年限・授業料)

第 10 条 本研修の授業時間数は 1 時間を 60 分とし、下記の通り保有資格ごとに定める。

また、他研修の修了者については一部科目免除を認める。なお、授業料の返還は行わない。

保有資格種別 受講科目	無資格者・ 訪問介護員研修 3 級修了者		訪問介護員研修 2 級修了者		介護職員初任者 研修修了者		訪問介護員研修 1 級修了者		介護職員基礎 研修修了者	
科目名	スクー リング	通信	スクー リング	通信	スクー リング	通信	スクー リング	通信	スクー リング	通信
人間の尊厳と自立		5								
社会の理解Ⅰ		5								
社会の理解Ⅱ		30		30		30				
介護の基本Ⅰ		10								
介護の基本Ⅱ		20				20				
コミュニケーション技術		20		20		20				
生活支援技術Ⅰ		20								
生活支援技術Ⅱ		30								
介護過程Ⅰ		20								
介護過程Ⅱ		25		25		25				
介護過程Ⅲ	45		45		45		45			
発達と老化の理解Ⅰ		10		10		10				
発達と老化の理解Ⅱ		20		20		20				
認知症の理解Ⅰ		10		10						
認知症の理解Ⅱ		20		20		20				
障害の理解Ⅰ		10		10						
障害の理解Ⅱ		20		20		20				
こころとからだのしくみⅠ		20								
こころとからだのしくみⅡ		60		60		60				
医療的ケア		50		50		50		50		50
医療的ケア演習	(8)		(8)		(8)		(8)		(8)	
合計時間数	通信 450 時間		通信 320 時間		通信 320 時間		通信 95 時間		通信 50 時間	
	+ 医療的ケアスクーリング 8 時間									
研修年限	6 ヶ月以上		1 ヶ月以上							
通常受講料 ・テキスト教材費含む ・消費税別途負担	120,000 円		88,000 円		88,000 円		75,000 円		50,000 円	

（入学時期）

第 11 条 入学時期は、下記の通りとする。

開校日	修了日	定員（3 学級）
4 月 1 日	9 月末日	姫路校 5 名 上郡光都校 6 名 明石土山校 5 名
5 月 1 日	10 月末日	
6 月 1 日	11 月末日	
7 月 1 日	12 月末日	
8 月 1 日	1 月末日	
9 月 1 日	2 月末日	

（使用教材）

第 12 条 使用する教材は、下記の通りとする。

介護福祉士実務者研修テキスト（中央法規出版） 全 5 巻

（通信学習の実施方法）

第 13 条 受講生は、学則第 10 条に定める通信学習時間数に相当する自己学習を行い、科目ごとに当協会の定める期日までに筆記試験を行い、提出する。なお、質疑等については、メールにて担当講師が対応する。

（通信学習の成績評価）

第 14 条 通信学習の評価は、科目ごとの筆記試験について行う。評価基準は、下記の通りとする。

履修不可については、学則第 18 条に定める筆記再試験料金を支払うことで、再試験を行う。

評価・点数	A＝90 点以上	B＝80 点以上	C＝70 点以上	D＝69 点以下
医療的ケア以外	履修可	履修可	履修可	履修不可
医療的ケア	履修可	履修不可	履修不可	履修不可

（スクーリング授業の出席条件）

第 15 条 「介護過程Ⅲ」においては、「人間の尊厳と自立」「社会の理解Ⅰ」「社会の理解Ⅱ」「介護の基本Ⅰ」「介護の基本Ⅱ」「コミュニケーション技術」「生活支援技術Ⅰ」「生活支援技術Ⅱ」「介護過程Ⅰ」「介護過程Ⅱ」の科目履修（筆記試験合格）を出席の条件とする。
「医療的ケア（演習）」においては、「こころとからだのしくみⅠ」「こころとからだのしくみⅡ」「医療的ケア」の科目履修（筆記試験合格）を出席の条件とする。

（スクーリング授業の実施方法）

第 16 条 受講生は、当協会が指定する日程・会場のスクーリング授業に順序通り出席する。出席確認のため、本人確認書類と印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。欠席・遅刻・早退については、理由の如何にかかわらず欠席扱いとし、本人の希望があれば他のコースに振り替えることができる。ただし、学則第 23 条に定める在籍期限を超過しないこととする。なお、授業中の写真撮影・録画・録音を禁止する。

(スクーリング授業の成績評価)

第17条 スクーリング授業の評価基準は、下記の通りとする。履修不可については、学則第18条に定める実技再試験料金を支払うことで、再試験を行う。

介護過程Ⅲの評価

- ・実技評価70点以上

医療的ケア演習の評価

- ・規定の手順に従い、5回以上の演習を行う
- ・演習の最終回で、担当講師が手順通りにできることを認める
- ・AEDを使用した緊急蘇生の実施を、1回以上行う

(再試験料金)

第18条 再試験については、下記の代金を徴収する。

筆記再試験	1科目につき5,000円(消費税別途負担)
実技再試験	1科目につき8,000円(消費税別途負担)

(筆記試験・各種証明書発行手数料)

第19条 筆記試験・各種証明書の発行については、下記の代金を徴収する。

筆記試験紛失等による再送	1科目につき800円(消費税別途負担)
推薦書発行	1通につき3,000円(消費税別途負担)
修了証明書の再交付	1通につき1,000円(消費税別途負担)

(課程修了認定)

第20条 課程修了の認定については、下記の通りとし、修了証明書を発行する。

1. 指定された全ての科目を履修修了している
2. スクーリング授業に全て出席し、履修修了している
3. 当協会が定める受講料等に未払いがない

(その他、本研修にかかる留意事項)

第21条 天災その他やむを得ない事情により、本研修実施が困難と判断した場合には、本研修の中止又は延期の措置をとる。この場合、新たな日程を設定するなど、受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(退学・休学・復学)

第22条 退学・休学・復学をする者は、事前に届け出を行い、当協会の許可を得なければならない。

(在籍期限)

第23条 在籍期限は、受講開始から最長2年までとする。

(賞罰)

第24条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

1. 提出書類に虚偽記載がある
2. 学習意欲が著しく欠け、修了見込みがない
3. 本研修の秩序を乱し、他の受講生の迷惑となる行為がある
4. 当協会が定める受講料等に、未払いがある
5. その他学則の目的又はこれに基づく規定に違反する行為がある

第25条 受講生のうち、極めて成績優秀として表彰に値する者は、当協会の議を経てこれを表彰することができる。

(教職員組織)

第26条 下記の教員組織で、本研修を実施する。

施設長	1名
専任教員	1名
講師（介護過程Ⅲ）	2名
講師（医療的ケア）	4名
事務職員	1名

(休業日)

第27条 休業日は施設長の判断により定め、受講生へ事前連絡をする。

(個人情報保護)

第28条 当協会が運営上知り得た、受講予定者及び受講者に係る個人情報は、適切に取り扱うものとし、卒業後においても遵守する。

(施行細則)

第29条 本学則に必要な細則並びに、本学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当協会がそれを定める。

(附則)

この学則は、2020年4月1日から施行する。